

## 関係人口における就業先企業等の要件

以下の要件を**全て**満たす企業であること

ア	官公庁等ではないこと(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)。
イ	資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと (資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く)。
ウ	みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。 (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人 (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人 (ウ) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
エ	本店、支店又は事業所の所在地が長野市内にある法人等であること。
オ	本店所在地が東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県)の法人(※1)ではないこと。ただし、条件不利地域(※2)を除く。 ※1 勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限り)を採用する法人を除く。 ※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
カ	雇用保険の適用事業主であること。
キ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。
ク	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
ケ	就業先企業等の長野県税及び長野市税に未納がないこと。